

四日市市告示第 182 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者の指定について、下記の手数料の指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示する。

令和 6 年 3 月 28 日

四日市市長 森 智広

1 指定納付受託者の指定を受けた者

名称、所在地	
株式会社三十三カード	三重県四日市市幸町 2 番 4 号
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中心区今橋 4 丁目 5 番 15 号

2 指定をした日

令和 6 年 3 月 28 日

3 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

戸籍手数料
住民登録手数料
印鑑証明等手数料
納税証明等手数料

4 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（財政経営部財政課）